

〔玉海〕治承四年五月四日乙卯、此日右近府荒手結也。中騎射物具、熊皮行騰、廿懸、一具引連、小

等、但調様不同也。

〔曾我物語〕ふじの、かりばべの事

御れ源頼朝のその日の御まやうぞくには、中御かりぎぬはやなぎ色、大もんのさしぬきに、く

まのかはのむかばき、まはうちながにめし、

〔貞丈雜記〕五略一、中虎豹の皮は、行騰公方様、又は三職の衆ならでは用給はぬ也。射手具足秘傳に委し

〔太平記〕十二千種殿并文觀僧正奢侈事附解脫上人事

中ニモ千種頭中將忠顯朝臣ハ、中宴罷テ和興ニ時ハ、數百騎ヲ相隨ヘテ、内野北山邊ニ打出テ、

追出犬小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ、其衣裳ハ豹虎皮ヲ行騰ニ裁チ、金襴纈纈ヲ直垂ニ縫ヘリ、

〔總見記〕二十一大臣家御馬揃事

同月天正九年二月廿八日、大臣家織田信長内々驅催サル、ニ依テ御馬揃有之。中扱大臣家御手廻ノ

次第中御行騰ヲ金ニ虎ノ府ヲ縫ニ、御鞍カサテ、御泥障御手綱腹帶尾袋マデ同前ナリ、

〔貞丈雜記〕五略一、ぬり行騰と云は、鹿の毛皮をうるしにて黒くぬりたる也。白星ハ殘ス也

一わり合せの行騰と云は、鹿の皮と虎豹の皮と豎につぎ合せたるを云、又鹿の夏毛と秋毛をつ

ぎたるを云。射手具足秘傳に委し

〔高忠聞書〕神事行騰之事、加様に可切例式よりみじかくつめて可切、別目とゞめの事は、たとひ引

目を腰にさ、すとも可付、はく時は左革の結を引目とゞめへとをすべし、笠懸、小笠懸、流鏑馬な

ど、神事にて射る時は、此むかばきのごとく、すそのおりめを四寸すぢかへてきりてはく也、其外

は例式也、此行騰はくことは、神事にかざりたる事也、神事にてなき時は、はくことあるべからず、

〔貞丈雜記〕五略一、はかま行騰と云は、神事行騰の事也、神事の時、犬追物、笠懸、やぶさめなど射る時